

平成 30 年度 つくば市社会福祉協議会 事業計画

<基本方針>

今日、地域においては、加速化する少子高齢化、生活困窮世帯の増加、所得格差による日常生活への影響等により様々な課題が浮き彫りとなり、その解決にあたっては、既存の制度だけでなく、地域住民同士の共助による重要性が高まっています。

国においては、このような社会状況を踏まえ、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることを可能とする地域包括ケアシステムの構築や、生活困窮者自立支援制度等が進められており、いずれも地域をキーワードとした福祉活動の新たな展開が求められております。

一方、昨年度施行された社会福祉法人制度改革においては、これまで以上に法人経営におけるガバナンスや財務規律の強化、事業運営の透明性の向上を図ることとされている他、新たに地域における公益的な取り組みも責務とされ、社会福祉法人として他の主体では困難な福祉ニーズへの対応が不可欠とされております。

このような中、本会は、地域福祉推進に向けての行動計画である第3次地域福祉活動計画を着実に進め、「地域見守りネットワーク事業」により、地域住民が普段の生活の中で見守り、助けあう活動をさらに推進するとともに、地域福祉に関わる活動主体との連携を一層強化し、住民福祉活動の更なる充実、活性化に取り組めます。また、昨年度から実施している「荃崎地域包括支援センター事業」と「子どもの学習支援事業」、今年度は、つくば市から新たに「生活支援サポーター養成講座事業」と「成年後見制度推進事業」の受託を予定し、地域の課題やニーズを踏まえて適切な事業の実施に努めてまいります。

組織体制の整備においては、事務局組織を3室に改編し、係制を導入することにより、機動力を発揮できる体制とし、併せて職務の職並びに給与制度の見直しを行い、運営基盤の強化を進めてまいります。これからも、地域福祉を推進する本会の組織力を活かし、地域福祉の中心的担い手としての役割を果たしてまいります。

目 次

1 事業計画

事業区分：社会福祉事業

拠点区分：社会福祉事業

サービス区分

- (1) 法人運営事業 3
- (2) 地域福祉事業 5
- (3) 高齢福祉事業 6
- (4) 障害福祉事業 7
- (5) 児童福祉事業 7
- (6) ボランティアセンター管理運営事業 . . . 8
- (7) 共同募金配分金事業 8
- (8) 資金貸付事業 9
- (9) 皆川重兵衛福祉基金活用事業 10

拠点区分：介護保険事業

サービス区分

- (10) 介護保険事業 11

拠点区分：障害福祉サービス事業

サービス区分

- (11) 障害福祉サービス事業 12

事業区分：公益事業

拠点区分：受託事業

サービス区分

- (12) 受託事業 13

事業区分：収益事業

拠点区分：収益事業

サービス区分

- (13) 指定管理者 18

その他のサービス 19

■ 事業区分：社会福祉事業 ■ 拠点区分：社会福祉事業

■ サービス区分：法人運営事業

平成29年度から改正社会福祉法が全面施行され、理事会及び評議員会の権限・責任の明確化、事業運営の透明性、財務規律の強化などの社会福祉法人制度改革に対応し、公益性の高い法人運営を行う。

1 法人運営事業

事業名等	内容	備考
(1) 理事会・評議員会の開催	改正法により理事や監事の権限や責任の明確化を図り、評議員会は、理事等を牽制監督する役割を担い、法人運営の基本ルールや決算の承認などの最終決定を行う議決機関となる。	ア. 理事会の開催 イ. 評議員会の開催 ウ. 会長及び業務執行理事の職務執行状況報告
(2) 監査の実施 情報公開	事業の健全経営や透明性を図るため、監事による監査を実施する。改正法により実施された、全国一律書式による電子開示システムにより、法人の役員体制、財政状況を公表する。	ア. 決算監査の実施 イ. 上半期監査の実施 ウ. 電子開示システムによる公表
(3) 評議員選任・解任委員会の開催	評議員の選任及び解任について審議を行い、決議する。	

2 管理運営事業

事業名等	内容	備考
(1) 財務管理及び労務管理	財務管理、労務管理など社協組織の適正な経営管理を行い、コスト意識の徹底と効率的な事業推進を図るとともに、研修等への参加を通じて職員の資質向上を図っていく。	ア. 各種財源確保・運用 イ. 各種法令に基づく諸規程の整備・改正 ウ. 人事評価の実施 エ. 職員研修への参加

3 寄付配分事業

事業名等	内容	備考
(1) 寄付配分事業	市民から寄せられる寄付金品等の有効かつ適正な運用を図る。	寄付金品の受入・管理、広報業務

4 企画広報事業

事業名等	内容	備考
(1) 広報紙の発行	地域福祉に関する普及・啓発をするために、「社協通信つくば」を発行し、情報提供を行う。 ・1回/5万部発行	ア. 年3回発行 イ. 区会加入世帯の全戸配布 ウ. 視覚障害者の希望者

	・市区会連合会と委託契約を締結し、配布を行う。	へ音訳（朗読）版・点字版の提供
事業名等	内容	備考
(2) 会長顕彰式の開催	3年ごとに開催される「第12回つくば市社協会長顕彰式」を開催し、社会福祉事業の功労者に対して顕彰を行う。	7月上旬開催予定 「シルバークラブ大会」と共催
(3) ホームページによる情報提供	ホームページにより最新情報を迅速に、かつ多様な市民に情報提供を行う。また、ホームページのリニューアルを予定している。	本会の最新情報を随時更新し、情報を発信する。
(4) 第3次地域福祉活動計画の推進	平成29年度から平成33年度までの5年間の計画について、計画の推進を行う。	進捗管理・評価
(5) マスコットキャラクターの活用	本会マスコットキャラクター「つくちゃん」を活用し、本会のPRを行う。	キャラクターの活用

5 会員募集事業

事業名等	内容	備考
(1) 会員募集事業	住民主体の理念に基づき、地域福祉の推進と事業の自主性を高めるために、社協事業の啓発や本会活動の周知を行い、会員の加入促進を図る。	一般会員は区会・自治会名、また特別会員名を、「社協通信つくば」で報告する。
一般会員の募集	会費（年額）500円（世帯） 市区会連合会と委託契約を締結し、会員を募集する。	
特別会員の募集	個人会員（年額）3,000円以上 団体会員（年額）10,000円以上 理事・評議員・地域福祉活動推進委員の協力を得て協賛依頼先を訪問して、会員を募集する。	
賛助会員の募集	個人会員（年額）1,000円以上 団体会員（年額）10,000円以上	

6 その他

事業名等	内容	備考
(1) 実習生等の受入	社会福祉士等をめざす学生に、人材育成の一環として実習の場を提供する。	ア. 実習カリキュラムの作成 イ. 社会福祉士養成は、180時間以上の実習
(2) 他団体が主催する会議等への役職員の派遣	関係機関の主催する各種委員会へ役員を派遣し、他団体との連携を図る。	多様なネットワークを形成する。

(3) 後援名義使用の許可	関係団体が主催する、社会福祉を目的とする各種事業を広く市民に周知するために後援等を行う。	
---------------	----------------------------------------------	--

■ サービス区分：**地域福祉事業**

地域の福祉課題に対し、地域住民や保健・医療・福祉関係者などが連携して解決にあたり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりを目指して各種事業を展開する。

1 地域福祉ふれあい推進事業

事業名等	内容	備考	
(1) 地域活動推進事業	地域の支えあい活動や助けあい活動の大切さを伝え、地域の担い手を育成・支援する。	ア. 地域支えあい活動ボランティアの育成・支援 イ. 地域福祉活動推進委員研修会の開催 ウ. 地域福祉出前講座の開催	
(2) 支部活動推進事業	市民対応窓口及び支部活動の効率化のため、支所を設置する。 支部担当職員を「地域活動コーディネーター」とし、各地域に応じた取組みの推進及び支援を行う。	ア. 荃崎ボランティア連絡会・荃崎ボランティアふれあい交流会等の開催（荃崎支部） イ. 「さくらまつり」（市民研修センターと共催・筑波支部）	
	担当支部		配置
	筑波支部・谷田部支部		本部
	大穂支部・豊里支部 桜支部		中央支所
	荃崎支部	南支所	
(3) 小地域福祉活動の推進	各支部圏域や学校区、区会・自治会等で地域の支えあい活動や助けあい活動を推進するために、モデルとなる地域活動の推進を図るとともに、地域住民による自主的な地域活動を育成・支援する。 ア. 「地域見守りネットワーク事業」の推進（P.10：詳細掲載） イ. 「ふれあい型食事サービス」の実施 ウ. 「ふれあいサロン」の活動支援及び助成金の交付 エ. 支部合同会議の開催	ア. ふれあい型食事サービス事業をボランティアや民生委員の協力を得て実施する。 夏期は、弁当以外の飲食物を活用し、毎月実施する。 イ. 「ふれあいサロンボランティア情報交換会」を開催し、活動の充実や活性化を図る。	

2 まつりつくば「ふれあい広場」の運営

事業名等	内容	備考
(1) まつりつくば 2018「ふれあい広場」の運営	市内の福祉団体等の活動を紹介し、市民の福祉への関心と理解を深めるために、「まつりつくば 2018」に参加し、高齢者や障害者、子どもたちそれぞれが主役になる「ふれあい広場」部会の運営を行う。 事業費としては、共同募金配分金その他、市助成金を活用して実施する。	ア. 中央公園広場を会場に、まつりつくば開催期間中の2日間、参加団体の制作物販売、模擬店等を実施する。 イ. ランプアートコンサートの実施

3 日常生活自立支援事業（茨城県社協受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) 日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障害・精神障害等で、判断能力が不十分な方を対象に、専門員や生活支援員により、利用者が自立した地域生活が送れるよう支援する。 ア. 福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭管理などの援助 イ. 通帳や証書などの書類等の預かりサービス	利用については、県社協及び本会と契約締結を要する。 ア. 利用料 1,100円（1時間） イ. 利用料 500円（1ヶ月） （生活保護受給者は免除）

■ サービス区分：高齢福祉事業

本会独自の建物である「老人福祉センターとよさと」（老人福祉センターB型）の管理運営及び地域住民を対象としたイベントの開催。

1 老人福祉センターとよさとの管理運営

事業名等	内容	備考
(1) 「老人福祉センターとよさと」管理運営業務	社協独自の建物である「老人福祉センターとよさと」は、高齢者からの各種相談に応じる他、社協中央支所の拠点として、社協事業やシルバークラブへの支援等を行う。 また、ホールや和室は、高齢者団体やボランティア団体等の福祉関係団体活動を支援するために貸出し、有効活用を図るとともに、地域に開かれた施設運営を目指していく。	団体専用使用料金 ホール：1時間 1,000円 和室：1時間 300円 ※減免制度あり
(2) 「とよさと	豊里地区を中心に、地域の福祉団体	ア. 実行委員会の開催 イ. 関係団体によるイベ

子どもまつり」の開催	や施設等との協働で実施し、子どもたちやその家族が楽しめるまつりを開催する。	ントを実施し、模擬店などを出店する。
------------	---------------------------------------	--------------------

■ サービス区分：障害福祉事業

障害者が地域で自立した生活が送れるよう、社会参加の促進や余暇活動を積極的に支援していく。

1 障害者ふれあい推進事業

事業名等	内容	備考
(1) 夏休みふれあいサロン	市内在住で、特別支援学校及び小中学校、高等学校に在学中の障害児等を対象に、身近な地域で楽しく活動できる場を提供し、家族による介助等の軽減、参加する地域の仲間やボランティアとの交流を深める。	学校の夏休み期間中に、「小学生対象」・「中・高校生対象」(各3回)のふれあいサロンを開催する。
(2) みんなでDO!スポーツ	知的障害者を対象に簡単なスポーツ等を実施し、心身のリフレッシュを図るとともに、家族の介助等の軽減、学生ボランティアとの交流を深める。	年10回、毎月第3日曜日(8月、10月を除く)に開催。会場は、大穂体育館を中心に開催する。

■ サービス区分：児童福祉事業

子どもたちが明るく健やかに成長していけるよう、様々な人々との学習や交流の機会を提供する。

1 子どもの学習支援事業(市受託事業)

事業名等	内容	備考
(1) 子どもの学習支援事業	大穂中学校区の生活困窮世帯等に属する児童・生徒を対象に、教育の格差をなくすため、ボランティアの協力を得て学習支援教室を月4回開催する。	小学4年～中学3年の児童・生徒を対象に算数(数学)、英語等の学習支援を行う。

2 児童ふれあい推進事業

事業名等	内容	備考
(1) おもちゃライブラリー	子どもたちやその家族が、おもちゃを通して自由に遊ぶこと、また子育て中の親たちの情報交換の場や、ミニイベントや講習会を通じて交流の機会を提供する。	開設日(毎月2回) ・第2金曜日10時～16時 ・第4土曜日10時～12時 会場：老人福祉センターとよさと

■ サービス区分：ボランティアセンター管理運営事業

ボランティア活動の拠点として、ボランティア相談受付窓口やグループミーティング会場、さらに各種養成講座を開催するなど、多機能ボランティアセンターとして社協本部 2 階に開所している。

1 ボランティアセンター管理運営事業（一部市受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) ボランティアセンター管理運営	ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア登録受付及び需給調整を行う。 ボランティアセンター運営委員会を年 2 回開催し適切な運営にあたる。	つくばボランティアセンターに登録の団体・個人に専用スペースを貸出しする。
(2) ボランティアセンターの情報発信	ホームページ・ボランティアニュースにより最新情報を迅速に、かつ多様な市民に情報提供を行う。	最新情報を随時更新し、情報を発信する。
(3) ボランティア育成・支援・研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ボランティア育成講座 ・青少年ボランティア体験講座 ・高齢者・障害者のためのパソコン相談 ・ボランティアネットワーク支援 ・福祉移動教室の開催 	ア. 各種講座の開催 イ. ボランティア連絡協議会への活動支援 ウ. 福祉移動教室 エ. 「ボランティアフェスタ in つくば」の開催
(4) ボランティア活動基盤整備事業	ボランティア団体活動費の助成・ボランティア活動保険掛金取扱事務・福祉機材の貸出しを行う。	団体助成は、1 団体 5 万円を上限に、総額 60 万円を限度に助成する。
(5) 災害ボランティアセンター設置運営訓練等の実施	災害が発生した時に備え、災害ボランティアセンターが迅速に支援活動を展開するために、マニュアルに基づき社協職員が訓練を行う。	

■ サービス区分：共同募金配分金事業

茨城県共同募金会つくば市支会として、募金の使い道や募金額を事前に定めて、計画募金を実施する。事業計画を明確にし、市民の理解と参加を積極的に促し、効果的な募金活動及び配分を行う。

1 一般募金配分金事業

事業名等	内容	備考
(1) 一般募金配分事業	つくば市社協が地域福祉を推進するために実施する、様々な事業へ財源を充当し、募金を広く市民に還元する。	平成 29 年度の募金実績により、県共同募金会から配分される。

2 歳末たすけあい募金助成事業

事業名等	内容	備考
(1) 歳末たすけあい募金助成事業	歳末時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て様々な福祉活動を重点的に展開する。 支援を必要とする世帯配分に関する調査・配分は、民生委員の協力を得る。	ア. 歳末地域たすけあい事業公募助成の実施 イ. 支援を必要とする世帯等配分事業 ウ. 歳末時期に実施する本会事業への配分 エ. 配分委員会の開催

■ サービス区分：資金貸付事業

生活困窮世帯から寄せられる相談者の自立を図ることを目的に適切な対応に努め、貸付事業の適正な運営を行う。また、生活福祉資金については、生活困窮者自立支援法により、自立相談支援機関である市と連携して行う。

1 小口資金貸付事業

事業名等	内容	備考
(1) 小口資金貸付事業	緊急に経済的な援護を必要とする生活困窮世帯を対象に、次の収入までの「つなぎ資金」として小口資金の貸付を行い、自立更生が図れるように支援する。	ア. 少額貸付金：1万円以内 イ. 貸付金：3万円（連帯保証人必要） ウ. 償還金滞納者への督促（文書、家庭訪問）

2 生活困窮援助物資支給事業

事業名等	内容	備考
(1) 生活困窮援助物資支給事業	所持金のない生活困窮者を対象に、市民から寄付された食料品や、「NPO法人フードバンク茨城」から提供を受けた支援物資等を、生活困窮世帯へ支給する。	ア. 食料品の支給 イ. クオカードの支給

3 茨城県生活福祉資金貸付事業（茨城県社協受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) 茨城県生活福祉資金貸付事業	他の貸付制度が利用できない低所得世帯や高齢者世帯、障害者のいる世帯等を対象に、経済的自立と生活の安定を目指すことを目的として、無利子又は低利で生活資金の貸付を行う制度の相談・支援を行う。	ア. 総合支援資金の他、4種類の貸付金 イ. 貸付決定機関は、茨城県社協 ウ. 償還金滞納者への督促（文書、家庭訪問）

■ サービス区分：皆川重兵衛福祉基金活用事業

遺贈金を原資とした「皆川重兵衛福祉基金」の活用方策及び運用について、遺贈金活用委員会を設置し、故人の遺志に基づき、事業を実施していく。

1 児童養護施設等・里親家庭児童入学祝金等支給事業

事業名等	内容	備考
(1) 児童養護施設等・里親家庭児童入学祝金等支給事業	つくば市から児童養護施設・里親家庭に養育委託されている児童を対象として、義務教育修了後に高校・大学・短期大学・専門学校等に進学する際、又は卒業後就職を予定している児童に祝金の支給を行い、児童の健全育成と社会的自立を支援する。	1人につき20万円を支給する。

2 地域見守りネットワーク事業

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、地域住民による助けあい活動や支えあい活動を推進し、地域住民が行政・民間事業所及び福祉関係者と協力、連携しながら、見守りが必要な方に対し地域で見守ることのできる仕組みづくりを進める。

事業名等	内容	備考
(1) 地域の「見守りチーム」づくり事業	<p>地域の実情に合わせて、見守りチームの編成や調整を行う「ふれあい相談員」を委嘱する。見守りが必要な対象者に対して、地域住民の協力者からなる「見守り支援員」等により見守りチームを編成し、必要に応じた声かけや安否確認などの見守り活動が行われるような仕組みづくりを行う。</p> <p>ア. 「ふれあい相談員」の委嘱 イ. 「見守りチーム」の編成 ウ. 見守り登録者に対する「見守り支援員」の定期訪問の実施 エ. 見守り必要度の高い登録者への計画的な見守り訪問の実施 オ. 見守り対象者の課題の深刻化、体調の悪化等による専門機関との連携・支援</p>	<p>ア. ふれあい相談員の研修と情報交換会を実施 イ. 地区別懇談会の開催 ウ. 見守り登録者の推進と見守りチームづくり エ. 地域住民による「さりげない見守り活動」の推進</p>
(2) 地域見守りネットワーク組織化事業	<p>ア. 「地域見守りネットワーク会議」の開催 イ. 地域の実情に応じた単位（区会や自治会、地域別）での情報交換会の開催</p>	

	ウ. 「地域の絆フォーラム」の開催	
(3) 地域の絆づくり支援事業 (助成事業)	<p>小学校区単位の組織が地域における支えあい活動を推進するため、関係者が参加する会議等を自主的に開催する等、地域課題の解決に向けた活動を支援するために助成する。</p> <p>ア. 地域ネットワーク組織づくり事業 イ. 地域ふれあい交流事業 ウ. ミニふれあいサロン事業</p>	

3 生活困窮世帯子ども支援事業

事業名等	内容	備考
(1) 生活困窮世帯子ども支援事業	<p>市内に居住する経済的理由等により、生活に困窮している世帯に属する児童を対象に、就学や自立支援に必要な経費を支給する。</p> <p>主に、市子育て相談室等で抱えているケースを支援する。</p>	1世帯につき10万円を上限に、必要な経費を支給する。

■ 拠点区分：介護保険事業

■ サービス区分：介護保険事業

介護保険制度のもとで、指定居宅サービス事業所として指定を受け、介護支援専門員・訪問介護員等が、要支援及び要介護の認定を受けた方に対し、適切な在宅サービスを提供していく。

1 居宅介護支援事業

事業名等	内容	備考
(1) 居宅介護支援事業	<p>在宅の要支援者や要介護者からの依頼を受け、介護支援専門員（ケアマネジャー）がその心身の状況や置かれている環境、本人や家族の意向などを踏まえ、利用する介護サービス（介護予防サービス）等の種類、内容などを定めたサービス計画を作成し、その計画に基づいた適切なサービス提供がされるよう、事業者や関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>また、特定事業所加算算定事業所として、地域包括支援センターと連携しながら、困難ケース等の対応にあたっている。</p>	<p>ア. 「居宅介護支援事業所連絡会」や「主任介護支援専門員連絡会」等の運営に協力するとともに、関係機関とのネットワーク形成に努める。</p> <p>イ. 介護支援専門員の更新研修、外部研修への参加</p> <p>ウ. 「介護支援専門員実務研修」の実習生受入れ</p> <p>エ. (新)人事評価の実施</p>

2 訪問介護事業

事業名等	内容	備考
(1) 訪問介護事業	訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、利用者がその居宅において可能な限り自立し、日常生活を営むことができるように、入浴や排泄・食事等の介助、調理や洗濯、掃除等の生活の援助を行う。 平成30年度からは、介護保険法の改正に伴い、要支援認定利用者については、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」でのサービス提供となる。	ア. 訪問介護員の研修への参加 イ. ヘルパー会議等の開催 ウ. (新)人事評価の実施 エ. 処遇改善交付金の申請

■ 拠点区分：障害福祉サービス事業

■ サービス区分：障害福祉サービス事業

障害者総合支援法のもとで、指定障害福祉サービス事業者として、障害福祉サービスの支給決定を受けた方に対し、地域で自立した生活ができるよう相談支援や家事、介護などの日常生活支援のためのサービス提供をしていく。

1 障害者ホームヘルプサービス事業

事業名等	内容	備考
(1) 障害者ホームヘルプサービス事業	訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、利用者がその居宅において可能な限り自立し、日常生活を営むことができるように、入浴や排泄・食事等の介助、調理や洗濯、掃除等の生活の援助を行う。	ア. 訪問介護員の研修への参加 イ. ヘルパー会議等の開催 ウ. (新)人事評価の実施

2 障害者相談支援事業

事業名等	内容	備考
(1) 障害者相談支援事業	障害（児）者及びその家族からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用援助や各種社会資源の活用支援、専門機関の紹介等を通じ利用者の自立した生活を支援する。	ア. 障害（児）者に関する総合相談の実施 イ. サービス利用計画作成とモニタリング ウ. 障害支援区分認定調査の実施 エ. 「自立支援懇談会」の運営協力 オ. 「障害福祉サービス事業所連絡会」等を通じた、関係機関とのネットワークの形成

■ 事業区分：公益事業 ■ 拠点区分：受託事業

■ サービス区分：受託事業

1 住民参加型福祉サービス拡大事業（市受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) つくばさわやかサービス事業	<p>高齢者、障害者、疾病等の事情により日常生活に支援が必要な方に対し、住民の助けあいにより、家事援助などのサービスを提供することにより、在宅福祉の増進を図る。</p> <p>ア. 協力会員派遣調整 イ. 協力会員研修会・情報交換会の開催</p>	<p>地域で生活する住民同士の助けあい活動を支援する。</p> <p>ア. 年会費 1,000 円 （利用会員のみ） イ. 利用料 1 時間 800 円 ※他に交通費実費</p>

2 福祉相談事業（市受託事業）

事業名等	内容	備考												
(1) 福祉相談事業	<p>市民の抱える様々な生活・福祉課題に対して、専門職等が相談に応じる。各相談は事前予約制で、相談料は無料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談内容</th> <th>実施回数</th> <th>専門職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉法律相談</td> <td>月 3 回</td> <td>弁護士</td> </tr> <tr> <td>財産・相続相談</td> <td>月 1 回</td> <td>司法書士</td> </tr> <tr> <td>子育て・子どもの悩み相談</td> <td>年 28 回</td> <td>学識経験者</td> </tr> </tbody> </table>	相談内容	実施回数	専門職名	福祉法律相談	月 3 回	弁護士	財産・相続相談	月 1 回	司法書士	子育て・子どもの悩み相談	年 28 回	学識経験者	<p>ア. 相談日 福祉法律相談 （毎月第 2・3・4 木曜日 14：00～16：00） 財産・相続相談 （毎月第 3 水曜日 14：00～16：00） 子育て・子どもの悩み相談 （毎月第 1・3・5 金曜日 13：00～16：10） イ. 会場：社協本部</p>
相談内容	実施回数	専門職名												
福祉法律相談	月 3 回	弁護士												
財産・相続相談	月 1 回	司法書士												
子育て・子どもの悩み相談	年 28 回	学識経験者												

3 健康福祉祭いばらきねんりんスポーツ大会運営事業（市受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) いばらきねんりんスポーツ大会の開催	<p>上部大会である「いばらきねんりんスポーツ大会」のつくば市代表の選考会を兼ねて、ゲートボール／ペタンク／輪投げ／グラウンドゴルフの 4 種目を愛好する高齢者の大会「つくば市大会」を開催する。</p>	<p>ア. グラウンドゴルフ予選会（北部・南部） イ. ゲートボール／ペタンク／輪投げの上位 2 チーム、グラウンドゴルフの上位 10 名までを県大会へ推薦する。</p>

4 高齢者生きがい活動支援事業（市受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) シルバークラブの育成支援	高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって健やかに過ごすためのコミュニティであるシルバークラブの支援をする。 ア. 市シルバークラブ連合会の運営・事業実施の支援 イ. 各地区シルバークラブ連合会の運営・事業実施の支援 ウ. 単位シルバークラブの育成・支援	連合会及び単位シルバークラブの運営及び事業実施を、年間を通じて支援する。
(2) シルバークラブ大会の開催	シルバークラブ会員が一堂に会し、シルバークラブ活動における情報交換や活動活性化につながる講演及び活動功労者への表彰を行う。	7月上旬開催予定 [第12回つくば市社協会会長顕彰式]と共催
(3) 高齢者生き生きまつりの開催	障害（児）者や高齢者、児童及びボランティア団体が協力して、スポーツやレクリエーション活動を行うと共に、創意工夫を凝らして制作した手作り品の展示販売を行うことにより、社会参加への意欲や生きがいの創出に寄与する。	おひさまサンサン事業との共催

5 介護予防事業（市受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) 介護予防事業「こころとからだの健康教室」の開催	介護保険法の改正により、新総合事業における介護予防教室を開催する。第1号被保険者を対象に、認知症予防、栄養改善、口腔機能の向上などのプログラムを実施し、筋力アップや介護予防、閉じこもり予防などの支援を行う。	ア. 年間3クール開催 1クールを全10回のプログラム イ. 市内5会場で実施

6 高齢者いきいきサロン事業（市受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) 高齢者いきいきサロン事業	概ね60歳以上の市民を対象に、仲間づくりや生きがい活動を見つけてもらえるよう市内4ヶ所の会場で、歌やフラダンス、体操等の誰もが自由に参加できるサロンを開催する。 依頼により、地域への出前サロン（出前講座）も開催する。	ア. 会場 ・老人福祉センターとよさと ・市民研修センター ・荃崎農村高齢者交流センター ・大穂交流センター イ. 年間276回開催予定

7 奉仕員養成事業（市受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) 手話講座	聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行う技術の習得を図る。	入門コース・基礎コースの開催、1回2時間（全30回）
(2) 要約筆記（パソコン）講座	聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、要約筆記を行う技術の習得を図る。	1回3時間（全10回、現場実習1回）
(3) 音訳（中級）講座	視覚に障害がある方に対する理解並びにサービス技術を学び、地域でのボランティア活動の人材育成と音訳（朗読）を行う知識と技術の習得を図る。	1回2時間（全10回）
(4) 点訳（中級）講座	視覚に障害がある方に対する理解並びに点訳技術を学び、地域でのボランティア活動の人材育成と点訳を行う知識と技術の習得を図る。	1回2時間（全10回）

8 おひさまサンサンフェスティバル事業（市受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) おひさまサンサン事業	障害（児）者や高齢者、児童及びボランティア団体が協力して、スポーツやレクリエーション活動を行うと共に、創意工夫を凝らして制作した手作り品の展示販売を行うことにより、社会参加への意欲や生きがいの創出に寄与する。	高齢者生き生きまつりとの共催

9 「市議会だより」朗読広報事業（市受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) 「市議会だより」朗読広報事業	市内の視覚障害者への情報保障として、市政情報や身近な生活情報を発信する「市議会だより」の朗読版を、ボランティアの協力により作成、配付する。	年4回発行で、市内の視覚障害者の希望者に郵送する。

10 「広報つくば」朗読広報事業（市受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) 「広報つくば」朗読広報事業	市内の視覚障害者への情報保障として、市政情報や身近な生活情報を発信する「広報つくば」の朗読版を、ボラ	年12回発行で、市内の視覚障害者の希望者に郵送する。

	ンティアの協力により作成、配付する。	
--	--------------------	--

11 チャレンジアートフェスティバル事業（市受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) 第 18 回チャレンジアートフェスティバル in つくば	障害者が制作した絵画や造形物等の作品展示及びダンスや太鼓演奏・演劇などの舞台発表を障害のある方から、すべての人に向けて発信するイベントを開催する。	ア. 舞台発表：つくばカピオホール（1 日間） イ. 作品展示：県つくば美術館（6 日間） ウ. 実行委員会の開催

12 子育てサポートサービス事業（市受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) つくば子育てサポートサービス事業	地域において子育ての支援を受けたい方と行いたい方が会員になり、乳幼児の保育や送迎、産後の家事援助等、子育てアドバイザーを設置して調整を行い、会員相互の助けあい活動を推進する。	ア. 会員登録受付 イ. サポート調整業務 ウ. 「センターだより」等の発行 エ. 基礎研修やフォローアップ研修会の開催

13 包括的支援事業（市受託事業）

事業名等	内容	備考
地域包括支援センター事業	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、本会は有資格者による人的資源（正規職員 3 名）を市直営センターに提供し、市内全域を対象に、包括的支援事業の業務の役割を担っていく。	（人員配置） 社会福祉士、主任介護支援専門員、地域ケアコーディネーターを各 1 名、生活支援コーディネーター（兼務）を配置
(1) 総合相談	市内の高齢者やその家族等からの様々な相談を受け、生活課題を把握し、適切なサービスにつなげるなど必要な援助を行う。	
(2) 権利擁護	成年後見制度の利用支援など、高齢者本人の権利行使を支援する。また、高齢者虐待や消費者被害などの権利侵害の予防・解消に努める。	
(3) 包括的継続的ケアマネジメント	高齢者の状態の変化に対応して、適切な保健・医療・福祉サービスが受けられるよう地域における様々な社会資源との連携・活用支援などを行う。	
(4) 生活支援体制整備事業	高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO やボランティアなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築する。また、互助を基本とした高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する。	
(5) 地域ケア会議推進事業	多職種が協働して高齢者等の個別課題の解決に向けた協議を行い、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント支援を行う。また、個別課題検討の積み重ねから地域課題を見	

出し、必要な資源開発や地域づくり、政策形成につなげる。

14 介護支援ボランティア育成事業（市受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) げんき応援ポイント （介護支援ボランティア制度）	<p>市内に住所を有する 65 歳以上の方で、要支援・要介護認定を受けていない方を対象に、介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを奨励支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進する。</p> <p>本会は、ボランティア登録受付・手帳交付・心構え研修・マッチング・ポイント転換時の交付申請・ボランティア受入施設との調整業務を行う。</p>	<p>ア. 活動場所 市が指定した市内の介護保険等施設</p> <p>イ. 活動内容 レクリエーション等の指導・話し相手・行事の手伝い</p> <p>ウ. 交付金は、活動実績を評価した上で、ポイントを付与し、翌年市がポイントを換金した交付金（上限 5 千円）を交付する。</p>

15 荃崎地域包括支援センター事業（市受託事業）平成 29 年 10 月 1 日開所

事業名等	内容	備考
荃崎地域包括支援センター事業	<p>荃崎圏域内の高齢者やその家族等地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、必要な援助を行う。その人らしい生活が継続できるよう様々な社会資源を活用し、必要に応じ包括的・継続的な支援を行う。</p>	<p>（人員配置） 社会福祉士、主任介護支援専門員、経験のある看護師を各 1 名、非常勤介護支援専門員、事務職（兼務）を配置</p>
(1) 総合相談	<p>荃崎圏域の高齢者やその家族等からの様々な相談を受け、生活課題を把握し、適切なサービスにつなげるなど必要な援助を行う。</p>	
(2) 権利擁護	<p>市地域包括支援課とともに高齢者虐待防止や早期発見・早期対応、消費者被害の防止、成年後見制度の案内など必要な権利擁護のための支援を行う。</p>	
(3) 介護予防ケアマネジメント	<p>圏域内の要支援認定を受けた高齢者等が要介護状態となることを予防するために、各種介護予防サービス等のケアマネジメント業務を行う。</p>	
(4) 包括的継続的ケアマネジメント	<p>高齢者の状態の変化に対応して、適切な保健・医療・福祉サービスが受けられるよう地域における様々な社会資源との連携・活用支援などを行う。</p>	
(5) 荃崎圏域ケア会議	<p>市地域包括支援課とともに、個別ケースの事例検討を行い、介護支援専門員をはじめ、地域の関係者との連携・資質向上の場となるよう努める。（2 ヶ月に 1 回の開催）</p>	

16 【新規】生活支援サポーター養成講座事業（市受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) 生活支援サポーター養成講座	日常生活総合事業における訪問型サービス事業及び通所型サービス事業への就業又は協力を希望、検討している方を対象に介護の基本的な知識や技術を習得する養成講座を実施する。	全5日間（施設実習を2日含む）を年度内2回実施する。

17 【新規】成年後見制度推進事業（市受託事業）

事業名等	内容	備考
(1) 成年後見制度利用相談及び申立支援業務	成年後見制度の利用に関する相談に対して、親族申立時の書類の揃え方など具体的なアドバイスを行う。	ア. 時期：平成30年10月開設予定 イ. 人員配置：専門員1名、支援員1名
(2) 法人後見人受任業務	家庭裁判所からの選任により、自然人でない法人が後見人等を受任する。また、事例により法人後見監督業務を実施する。	ウ. 専門委員会（受任審査会）の開催 エ. 日常生活自立支援事業と連携した切れ目のない権利擁護の実施
(3) 成年後見制度啓発業務	つくば市の権利擁護担当機関との連携を強化する。地域の勉強会や各種研修会などに出向き、成年後見制度の仕組み等をわかりやすく説明する。また、市民向け講演会等を企画実施する。	

■事業区分：収益事業 ■拠点区分：収益事業

■サービス区分：指定管理者

指定管理者として4期目の指定（平成30年度から平成34年度まで：5年間）を受け、つくば市民の生涯学習の施設として、子どもから高齢者における学習機会を提供すると共に、サークル活動等の場として利用者の交流や生きがい活動を支援する。

1 つくば市市民研修センター管理経営

事業名等	内容	備考
(1) 管理経営	指定管理者として、市民サービスの向上を図るとともに、広く市民から利用され、地域に拓かれた施設になるよう、管理業務を行う。休館日は年末年始（12月29日から1月3日）、臨時休館日（定期清掃等）としている。	ア. 利用団体懇談会の開催 イ. センター運営委員会の開催（2回） ウ. 利用者アンケートの実施
(2) 研修室の貸出し	研修室4カ所（6室）を、「午前」「午後」「夜間」の単位で、市民や団体、企	利用料金は、時間帯・研修室ごとに設定。

事業名等	業へ貸出しを行う。 内容	※免除制度あり 備考
(3) 浴室の営業	毎日、浴室を午後 1 時から午後 8 時まで営業する。 市内に居住する 60 歳以上の方及び学生：無料 市内に居住する 60 歳未満の方：210 円 市外に居住する方：520 円	※免除制度あり
(4) 講座の開講	健康増進のための講座・趣味活動を提案する講座・子育て中の母親を支援する講座・高齢者の社会参加を支援する講座・地域文化伝承講座を開催する。	常設講座（前期・夏期・後期・新春 各 7 講座） 特別講座（6 講座）
(5) イベントの開催	ア. 春のお花見イベント「さくらまつり」を開催 イ. 夏休み子どもイベントの開催 ウ. 利用団体合同発表会の開催 エ. 利用団体懇談会の開催	ア. 「さくらまつり」は、施設の PR を兼ねて筑波支部と共催で開催 イ. 利用団体の活動発表の場として、「利用団体合同発表会」を開催する。
(6) 災害対応訓練・避難訓練の実施	災害時にセンターを利用されている市民の安全確保を図れるよう、利用団体も参加して、災害対応・避難訓練を実施する。	利用団体懇談会時に実施

■ その他のサービス

1 車いす貸出し事業

事業名等	内容	備考
(1) 車いす貸出し事業	介護保険制度を利用できない高齢者、障害者等で、けがや病気等により、一時的に車いすを必要とする方に対し、期間を設定して貸出しを行う。	ア. 貸出し期間は原則 3 ヶ月以内 イ. 利用料は無料